

第5回軽米町議会臨時会一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等
審査特別委員会

令和元年11月14日（木）

午後2時19分 開 会

議 事 日 程

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 軽米町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

議案第3号 新萩田2号団地（27区画）町営住宅新築（建築）工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課	長	吉岡	靖	君
総務課	総務担当課	長	小笠原	達夫	君
健康福祉課	総括課	長	坂下	浩志	君
健康福祉課	福祉担当課	長	内城	良子	君
地域整備課	総括課	長	戸田沢	光彦	君
地域整備課	環境整備担当課	長	江刺家	雅弘	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任	川島	幸徳	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（館坂久人君） ただいまから、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等審査特別委員会を開会します。皆さんの慎重な審議をお願いします。

ただいまの出席委員は11人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午後 2時19分）

○委員長（館坂久人君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第3号までの3件です。

議案審査の進め方についてお諮りします。議案第1号から議案第3号まで提案説明は本会議において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審査し、議案3件の審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思いますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 異議なしと認めます。なお、議会運営委員会において、議案第3号 新萩田2号団地（27区画）町営住宅新築工事の現地視察をすることが決定されておりますので、議案第3号に入りましたら休憩をし、現地視察に向かいたいと思います。視察終了後に再開し議案審議を行いますので、当局の方は、事務室で待機をお願いします。

◎議案第1号の審査

○委員長（館坂久人君） 議案第1号を議題といたします。

提案理由の補足説明があれば、説明を求めます。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） なしと認めます。議案第1号の質疑を終わります。

◎議案第2号の審査

○委員長（館坂久人君） 議案第2号を議題といたします。

提案理由の補足説明があれば、説明を求めます。

〔「特にありません」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

- 3番（江刺家静子君） 議案第2号なんですが、先ほど総括課長が説明をされました。この議案を見た限りでは、前もって条例や法律を調べてくればいいんですけども、提案の仕方が、先ほどの議案第1号に比べて本当に省略されていると言いますか、必要なその部分だけしかついていないので、口頭で成年被後見人が何とかおっしゃいましたけれども、そのようなことを理由のところに書いてもらうわけにはいかないでしょうか、要望なんです。これを見ると、ただ児童福祉法の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものである、ということによくわからないような…

- 委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 2時24分 休憩

午後 2時24分 再開

- 委員長（館坂久人君） 再開します。口頭での説明ということです。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまの質問にお答えします。

地方公務員法はこれからの改正になるということですが、児童福祉法については既に改正が済んでおりまして、そのことから、軽米町の条例で引用していたところが既に繰り上がっているということで、今回のような改正理由とさせてもらって提案したところでございます。

- 委員長（館坂久人君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

- 委員長（館坂久人君） 中村正志君。

- 4番（中村正志君） 私も、この条例については何の条例なのかわからなくて、インターネットで例規集を見てコピーをしてきたんですけども、中身を見ていなくて今説明をされても、何が何だかさっぱりわからない。

例えば、ここで言っているのは、家庭的保育を行う事業について改正されたというふうになっておりますけれども、家庭的保育事業とは何なのか、まず1つ教えてください。それで、改正の法律だけ言われましたけれども、法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号とか第3号の内容はどういうことなのかわからないので。ただ4号を3号に変えますよ、としか説明されていないような気がするんですけども、もっと具体的に私たちに教えていただければと思います。

- 委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時28分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまの質問にお答えします。

まず、家庭的保育事業ですが、新子ども・子育て支援法の中で出来た保育園で、小規模の保育園のことだと思いますが、資料を持ち合わせていないので具体的にはわかりませんが、軽米町には今のところない保育事業になります。

法第18条の5ということですが、法は児童福祉法のことです。保育士になれない欠格条項を定めている条項になります。第34条の20のところでは、里親になれない欠格条項を定めている条項でありまして、それぞれ4号ありました。それで先ほど言いましたように、1号では成年被後見人又は被保佐人というのがあったわけですが、成年被後見制度の関係法律の整備によって児童福祉法の中で1号が削られたということになります。条例で参照していた4号が、その1号が削られたことにより、3号に上がったということになります。

ちなみに、参照していたのは、児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者、という条項を引用していたものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 質疑なしと認めます。議案第2号の質疑を終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（館坂久人君） 次に、議案第3号を議題としますが、ここで休憩に入ります。

午後 2時31分 休憩

午後 3時02分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは会議を再開します。

議案第3号について、質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） この予算は、当初予算でとっていたと思いますが、契約、これくらい遅れたのはどうしてでしょうか。例えば、4月に発注すれば消費税が8パーセントだったわけですが、10月を過ぎてから発注すると10パー

セントになるわけです。そのところはどうのように。当初予算も10パーセントでとっていたのでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 江刺家委員の質問にお答えします。

契約が遅れた理由というのは、国の交付金の決定が遅くなったということでございます。それから、消費税の10パーセントということにつきましては、9月末までに完成すれば8パーセントということですが、それ以降の完成になれば10パーセントが適用になるということでございます。当初から10パーセントの消費税で予算化しております。

○委員長（館坂久人君） よろしいでしょうか。他にございませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 坪単価が、一戸建ての時よりはちょっと低いんですけども、それでもこの辺の坪単価よりは高めかなと思うんですが、その理由をお願いします。

○委員長（館坂久人君） 地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 江刺家委員の質問にお答えします。

坪単価が高いのではないかというお話ですが、これにつきましては、品質確保の観点から、公共工事の積算単価を使用して設計していることから高くなっております。また、戸建よりも坪単価が低くなったのではなく、高くなっております。と言いますのは、長屋分についてはそれぞれ5戸分の水回りの設備がついておりますので、さらに坪単価について高くなっております。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。他にございませんか。

山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 入札結果表を今日もらいましたが、10件ぐらいあるわけですか、この住宅に関する件について、それぞれ坪単価がなんぼ位だったか、計算したのがあれば説明願いたいと思います。それが第1点。第2点は、何も特に疑問というようなことではありませんが、いずれ印象としては坪単価が高いということからいけば、入札の結果、落札の結果をみますと、最低制限価格を設けていてもだいぶ余裕のある結果が出て、それぞれの業者にまんべんなくという印象を受けるんですが、何かちょっと、町民に説明がつかない感じだなあという感じを持ちますがいかがでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 山本委員の質問にお答えします。

坪単価ということですが、長屋の坪単価はおおよそ128万円ということになってございます。それから、それぞれの業者にまんべんなく行き渡

るような入札、ということでしたでしょうか。いずれ、そういうふうな事にはな
っておらないと思っております。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 3時09分 休憩

午後 3時11分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。他に質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 設計労務単価というのがあると思うんですけれども、大工さん
に払う賃金、いくらぐらいになっているんでしょうか。例えば2万5,000円
とか3万円ぐらいだったとして、実際この辺では一日の賃金はそれよりは低いと
思うんですが、その差というのはどのぐらいなんでしょうか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 3時12分 休憩

午後 3時12分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 江刺家委員の質問にお答えします。

設計の労務単価と、実勢価格、大工さんの労務単価の差ということでございま
すけれども、1万円ぐらいの差があるものと思っております。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 差があるのは、ある程度あるのは仕方がないと思うんですけれ
ども、働いた人の賃金なので、少しでもそれに近づけてもらうようにというのは、
そういうのは出来ないんでしょうか。例えば1万円差がある、3万円、2万5,
000円で1万5,000円とかもうちょっと…なんか、公契約条例というの
があって、働いている人たちの所得をあげるということで、条例の中に設けるとい
うのを聞いたことがあるのですが、実際は3万円だったら1万5,000円で5
0パーセントぐらいしか県の場合も払っていないということで、それを60パー
セントとか65パーセントにあげてほしいというのなんですか、条例とか作らな
いとできないものですか。

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 3時14分 休憩

午後 3時17分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。他に質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 単純な質問ですけれども、先ほど現地を見せていただきました。

昨年度建築した住宅の中もを見せていただきました。これと同じようなものがこれから、戸建が5戸建てられる、長屋は今年建築して、もう1棟の長屋が来年度以降作られると思うんですけれども。

確認ですけれども、設計は同じものなのか、同じ設計で住宅を建設するのか。役場で決定している予定価格とか最低制限価格が、若干微妙に、10万円ぐらいずつ違うんですけれども、この違いは何なのか。土盤の関係なのか。同じ設計で同じものを作るんだったら、同じ予定価格でいいんじゃないかと思うわけですけれどもその辺が違う。それによって、それぞれの入札価格も違って、競争ですから。この辺が果たしてどのように競争が働いてきたのかなというのが、いまいちわかりづらいなあと感じます。それで、来年度以降もまた同じものを作られると思うんですけれども、来年度以降も同じ設計で同じ建物を作って、その度に入札をするということになれば、何かもう公開されているような部分で、入札の競争原理がどの程度働くのかというのがちょっとわかりづらいんですけれども。その辺、どのようにお考えでしょうか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 3時19分 休憩

午後 3時19分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 中村委員の質問にお答えします。

設計価格が若干違うのではないかというお話ですけれども、敷地面積が若干、同じところもあるんですけれども、違う部分がございます。ですので、敷砂利とか下水道までの接続の距離とかそういった関係で若干の設計価格が違ってきているということになります。

それから、来年度以降も同じような形で入札、ということがございますけれども、今年の入札については今年の単価を使って、来年については新しい単価が設定されてきますので、それを用いて入札をしていくということになります。

○委員長（館坂久人君） よろしいでしょうか。他にございませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） なければ、議案第3号の質疑を終わります。

◎総括質疑

○委員長（館坂久人君） 本特別委員会に付託されました議案3件の個別質疑が終わりました。これまで審査した議案3件について、総括的な質疑を行います。質疑漏れ、ありませんか。

山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 希望的なことです。昨年建築した2戸、今年度計画している10戸、特に昨年建築した2戸につきましては速やかに、できるだけ早く入居の募集を行って、効率的な対応をした方がよいとそう考えますので、町長におかれましては、どうぞ検討をしてもらいたいという希望です。

○委員長（館坂久人君） 要望ということでよろしいでしょうか。答弁は必要ですか。
〔「いいです」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） では、要望ということで。ほかにごございませんか。
質疑なしと認め質疑を終了します。

〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第3号の討論、採決

○委員長（館坂久人君） それでは、まとめに入ります。討論される方はありますか。
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 反対の議案はありますか。
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、議案第1号から議案第3号までを一括で採決したいと思います。

全員一致で、可と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 異議なしと認め、全議案原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○委員長（館坂久人君） 以上で、特別委員会を閉じます。ご苦労さまでした。

（午後 3時25分）